

令和5年 No.46

○東京学芸大学特別支援教育特別専攻科規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

専攻科の対象者及び養成像の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和5年9月27日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学特別支援教育特別専攻科規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年9月28日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和5年規程第32号

東京学芸大学特別支援教育特別専攻科規程の一部を改正する規程

東京学芸大学特別支援教育特別専攻科規程（昭和48年規程第1号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学特別支援教育特別専攻科規程の一部改正について

改正理由：専攻科の対象者及び養成像の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 特別専攻科は、精深な程度において特別支援教育に関する専門の事項を教授し、特別支援教育の分野における資質の優れた<u>学校教員</u>を養成することを目的とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 特別専攻科は、<u>主として現職教員等を対象として</u>、精深な程度において特別支援教育に関する専門の事項を教授し、特別支援教育の分野における資質の優れた<u>教育者</u>を養成することを目的とする。</p> <p>〔省略〕</p>